

## シナリオ推計 2

## 定着外国人増加シナリオ

## ① 外国人受入れに係る我が国の最近の主な方針

## ＜国の方針等＞

- 「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 22 年 3 月 法務省）において、「我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」がうたわれ、その中で、「高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入」や「経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進」などの項目が掲げられている。

中でも、特に高度の知識・技術等を有する高度人材については、「我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。」としている。

※ポイント制…各分野において、「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとに点数化し、ポイントの合計が一定点数に達した場合、出入国管理上の優遇措置を与えるもの。

- 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「在留高度外国人材の倍増」、「質の高い外国人学生 30 万人の受入れ」がうたわれている。
- 「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 閣議決定）において、「経済連携の推進と世界の成長力の取り込み」のための取組として、「ポイント制の早期実施による高度人材の受入れ推進」が掲げられている。
- 平成 24 年 3 月 30 日、法務省は、高度人材に対するポイント制による優遇制度に係る告示を制定。制度の開始は、平成 24 年 5 月 7 日。

## ＜東京都の方針等（参考）＞

- 「2020 年の東京」（平成 23 年 12 月 東京都）において、「アジアのヘッドクォータープロジェクト」がうたわれ、その中の外国企業誘致の取組の一環として、「母国語で学べる学校の整備」や「E P A 看護師を活用した外国人向けベビーシッターの確保」などが挙げられている。

## ② シナリオ設定（定着外国人がイギリス並みに増加とするシナリオ）

かつての移民制限政策から舵を切り、高度技能者を中心に積極的受入れ策に転じ、我が国も導入を目指している「ポイント制」などを通じ、定着外国人を着実に増加させてきたイギリスの事例を基に検討する。

《参考》

- ・イギリスは我が国と同様、島国であり、統治形態も類似している。
- ・我が国でのポイント制導入を巡る政府の議論の中では、イギリスの事例が参考にされている。
- ・フランスやドイツなどと違い、イギリス政府は元々、我が国と同様、移民受入れには積極的ではなかった。

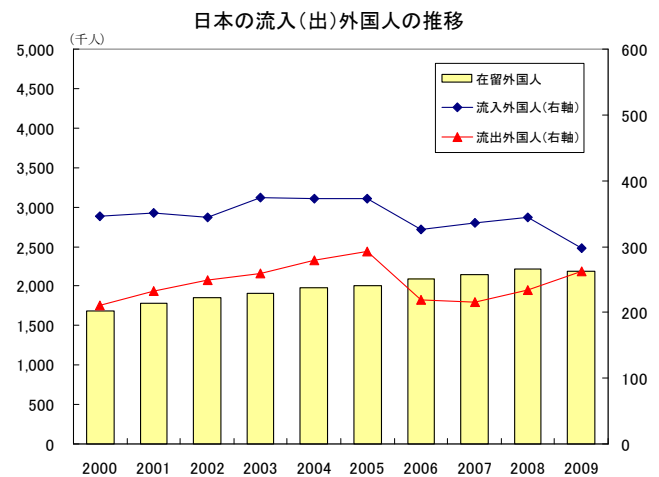
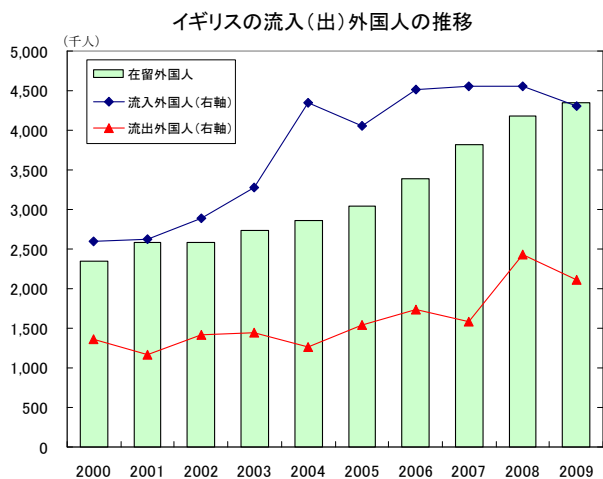
### 【具体的推計手法】

- イギリスの定着外国人数（流入外国人数－流出外国人数）は123.7千人（2000年）から219.0千人（2009年）へと9年間で1.77倍（年平均約6.6%増）になった。（INTERNATIONAL IMIGRATION OUTLOOK, OECD 2011）
- 特段の移民政策を行ってこなかった我が国では、2000～2009年の定着外国人数は一進一退で推移し、その平均は101.1（千人）である。

年	イギリス			年	日本		
	(a)流入人口	(b)流出人口	(c)定着人口 (a)-(b)		(d)流入人口	(e)流出人口	(f)定着人口 (d)-(e)
2000	260.4	136.7	123.7	2000	345.8	210.9	134.8
2001	262.2	117.3	144.9	2001	351.2	232.8	118.4
2002	288.8	141.3	147.5	2002	343.8	248.4	95.4
2003	327.4	144.1	183.3	2003	373.9	259.4	114.5
2004	434.3	126.2	308.1	2004	372.0	278.5	93.5
2005	405.1	154.1	251.0	2005	372.3	292.0	80.4
2006	451.7	173.4	278.3	2006	325.6	218.8	106.8
2007	455.0	158.0	297.0	2007	336.6	214.9	121.8
2008	456.0	243.0	213.0	2008	344.5	234.2	110.3
2009	430.0	211.0	219.0	2009	297.1	262.0	35.1
				平均	346.29	245.18	101.1

資料:OECD ※ いずれも短期滞在者除く

(千人)



- 定着外国人増加による効果は、2000 年から行われたイギリスの移民政策の効果に準じるものとし、その効果と、世界的な人口増加による流入圧力の上昇による効果を検討する。
- 我が国の 2000～2009 年の平均定着外国人数（101.1 千人）をベースとし、今後、イギリスと同様に年 6.6%で定着外国人が増加するものと仮定して、我が国の定着外国人数を推計する。  
ただし、政府の「新成長戦略」では、外国人受入れに係る施策の目標期間を 2020 年までとしているため、これに合わせ、当該増効果は 2020 年までの設定とし、それ以降の定着外国人数は据置きとする。
- 世界人口増加による効果については、国連の人口推計をベースに、世界人口の 2010 年に対する増加率を定着外国人数に乗じる。
- さらに、我が国における定着外国人推計値の 24.5%が東京都に定着するものと仮定し、その総数を、総務省「平成 22 年国勢調査人口等基本集計」による区市町村別の外国人数の比率で按分して、各区市町村の定着外国人数を推計する。  
※ 現在の我が国の外国人労働者数は 68.6 万人であるが、その約 24.5%が東京都で就業しており、この割合を準用する（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成 23 年 10 月末現在）」）。
- 以上により算出された定着外国人数を、総務省「平成 22 年国勢調査人口等基本集計」による男女別、年齢階層別比率によって按分し、各区市町村の常住人口（ベース推計）に上乗せする形で将来推計を行う。ただし、いったん東京に定着した外国人については、都外への移動は考えないものとする。

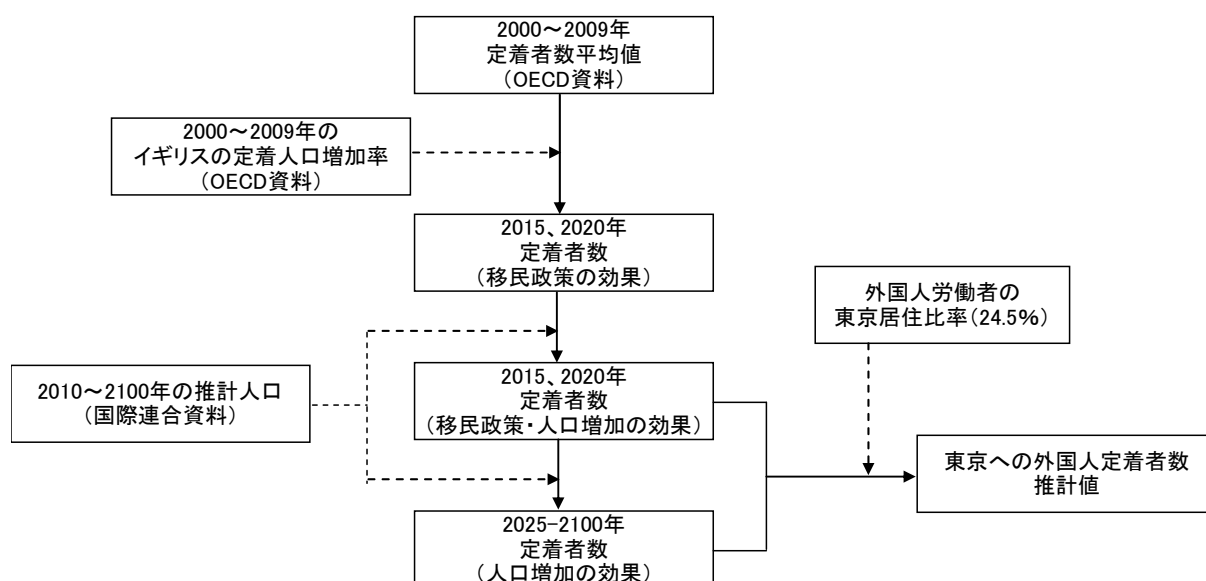
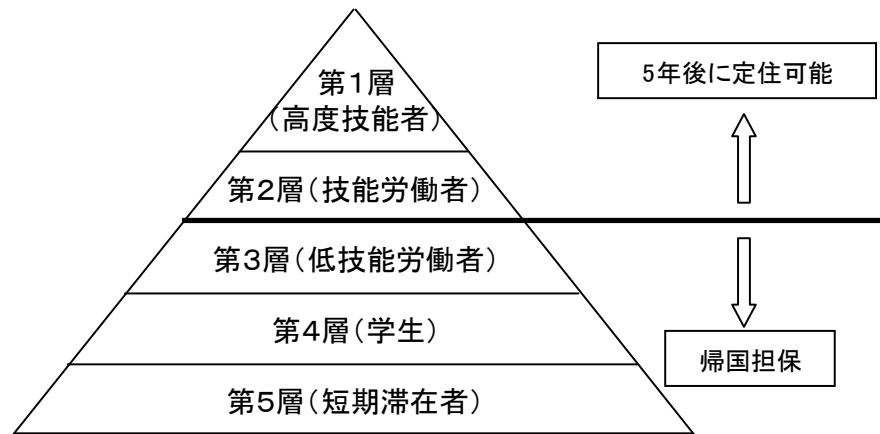




図 移民の5段階分類



2010年

保守党・自民党連立（キャメロン）政権誕生

公約に「移民流入数を減らす」

移民政策の転換 → 移民を制限する方向へ

2011年～

高度技能者等へのビザ発給数に上限設定、要件厳格化など

※ 高度人材受入れに係る我が国とイギリスの制度比較については、別紙3参照

※ 我が国のポイント制の概要については、別紙4参照

※ 「アジアヘッドクォータープロジェクト」については、別紙5参照

## イギリスと日本の高度外国人材受入れに係る現制度の比較

	イギリス	日本
分類	第1階層 (ポイント制採用)	いわゆる「専門的・技術的分野」
具体例	経済発展に貢献する高度専門技術を持った人 (科学者、企業家など)	大学教授、経営者、弁護士、医師など
在留期間	3年(最長5年まで)	3年又は1年
親の帯同	×	× (一部例外あり)
家事使用人の帯同	○	× (一部例外あり)
配偶者の就労	○	△ (許可を受ければ週28時間まで可能)
永住権獲得要件	5年以上在留	10年以上在留

## 【参考文献及び資料】

- 法務省ホームページ
- 厚生労働省「外国人高度人材に関するポイント制導入の際の基準等に関する検討会」提示資料
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態 2008」

## 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

### 制度の概要・目的

高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入。

高度人材の活動内容を学術研究活動、高度専門・技術活動、経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

### 「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れられるべき高度人材とは…

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」  
（平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書）

例えば…

- ①学術研究活動…基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ②高度専門・技術活動…専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ③経営・管理活動…我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

### 優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

### 高度人材に対するポイント制を導入している国

- ・ イギリス
- ・ カナダ
- ・ オーストラリア

### 法令上の位置づけ

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件（在留資格該当性・上陸許可基準適合性）を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

### 制度開始後のフォローアップ

法務省において制度開始後1年をメドに実施状況を分析し、その結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて制度の見直し及び在留期間の更新の取扱いについて検討する。

（法務省入国管理局・厚生労働省公表資料より作成）

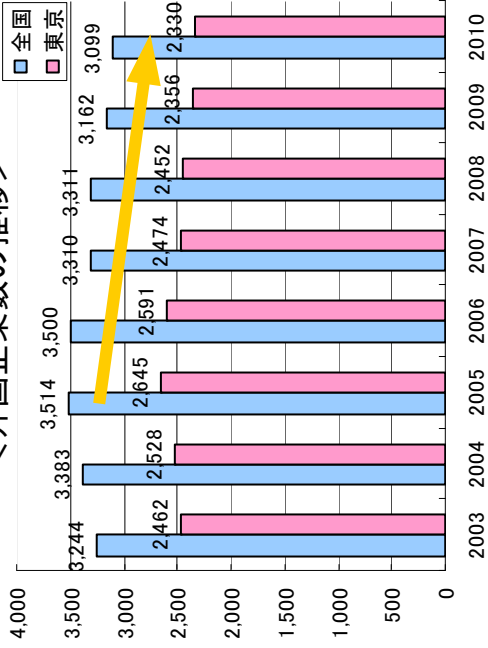
# アジアのヘッドクォータープロジェクト

## 総合特区と都市再生を一体的に活用し、アジア地域の拠点となる外国企業を誘致する

### 現 状

- ◇ 世界経済における日本のプレゼンスは低下
  - ・OECD加盟国中、日本の一人当たりのGDPは、19位（2009年）と低迷  
 （出典）「世界の統計2011」（総務省統計局）
- ◇ 進む日本離れ
  - ・日本の立地競争力は急速に低下し、外国企業数は、ピーク時（2005年）から大幅に減少

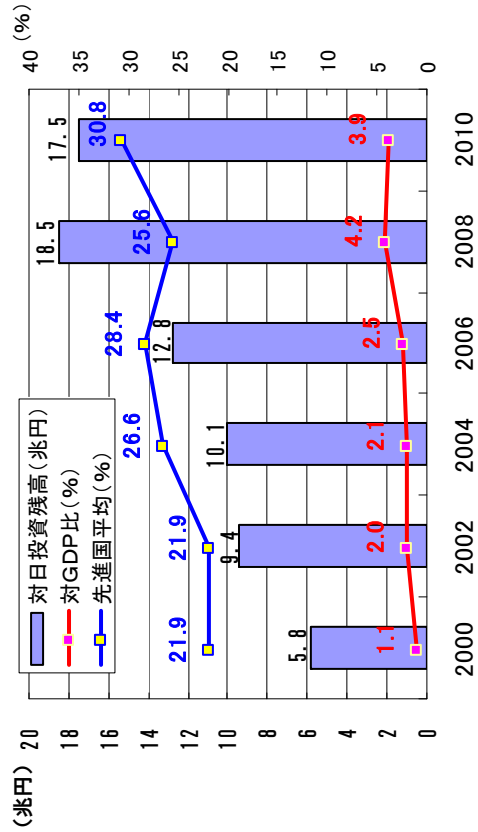
＜外国企業数の推移＞



（資料）「外資系企業総覧」（東洋経済新報社）より作成

- ・対内直接投資残高（ストック）対GDP比は、世界的にみて極めて低水準

＜日本の対内直接投資残高GDP比率の推移＞



（資料）UNCTAD, FDI/TNC database, 「本邦対外資産負債残高」（財務省）より作成

### 実現に向けた政策展開

- 目標
  - アジア地域の業務統括・研究開発拠点となる外国企業を50社以上誘致
  - その他の外国企業を500社以上誘致

### 税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的企業誘致

#### 総合特区制度（外国企業誘致）

##### ○ 誘致・ビジネス交流

誘致活動・MICE開催による誘致対象企業の掘り起こし、**地方税（法人事業税等）の全額免除**  
 [法人実効税率 40.7% → 20%台半ば]

##### 【規制緩和】

入国・再入国審査の緩和

##### ○ ビジネス支援

コンシェルジュ機能による**ビジネス・ワンストップサービス**の提供、中小企業とのマッチングの促進

##### 【規制緩和】

外国人弁護士の拡大

##### ○ 生活環境の整備

**母国語で学べる学校**を整備、EPA 看護師を活用した外国人向けベビーシッターの確保、社内保育所への運営費補助

##### 【規制緩和】

教育課程特例校指定の緩和

##### ○ BCPを確保したビジネス環境整備

先進的ビジネス支援機能、高い防災力、エネルギー自立化を誘導する**さらなる容積率緩和**

##### 【規制緩和】

特定電気事業者参入障壁緩和

#### 特定都市再生緊急整備地域

民間プロジェクトに対するインセンティブにより、魅力的な都市空間を実現

- ・不動産取得税、固定資産税の控除等による税制支援
- ・民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

＜開発イメージ＞



（写真提供）日本貿易振興機構

### 誘致外国企業と都内中小企業が刺激し合い、新規需要や高付加価値を創出

#### 外国企業

優れた経営資源  
海外販売網

#### マッチング

#### 中小企業

世界に誇る高い技術力、製品開発力

技術革新・経営革新を誘導

波及効果により、日本全体を再生



## 将来人口等の推計から読み取れる東京の将来の姿

### 【シナリオ推計】

#### ■定着外国人増加シナリオ

- 東京の総人口は、2030年の1,397万人をピークに、緩やかな減少傾向をたどるものの、定着外国人増加により一定規模の人口が維持され、2100年には1,179万人と、ベース推計に比べ、約470万人の人口増となる。(図4-4-1、4-4-3)
- 外国人比率は、年を追うごとに上昇し、2010年時点では2.5%であったものが、2100年には約40%に達する。特に区部では、2100年時点で、約47%となる。(図4-4-2)
- 生産年齢人口は、2030年の約900万人をピークに徐々に減少していくが、ベース推計と比較すると一定の生産年齢人口が確保され、2100年には約600万人と、ベース推計の約1.8倍の生産年齢人口が確保される。(図4-4-4)
- 生産年齢人口比率については、ベース推計よりやや高い数値で推移するが、2100年時点においても、ベース推計の46.5%に対し、51.5%程度である。(図4-4-5)
- 現在、東京へ転入してくる外国人の多くが区部に転入し、その傾向に基づいて推計していることから、区部において大きな影響が出る推計結果となっている。

図4-4-1 東京の将来人口推計(定着外国人増加シナリオ)

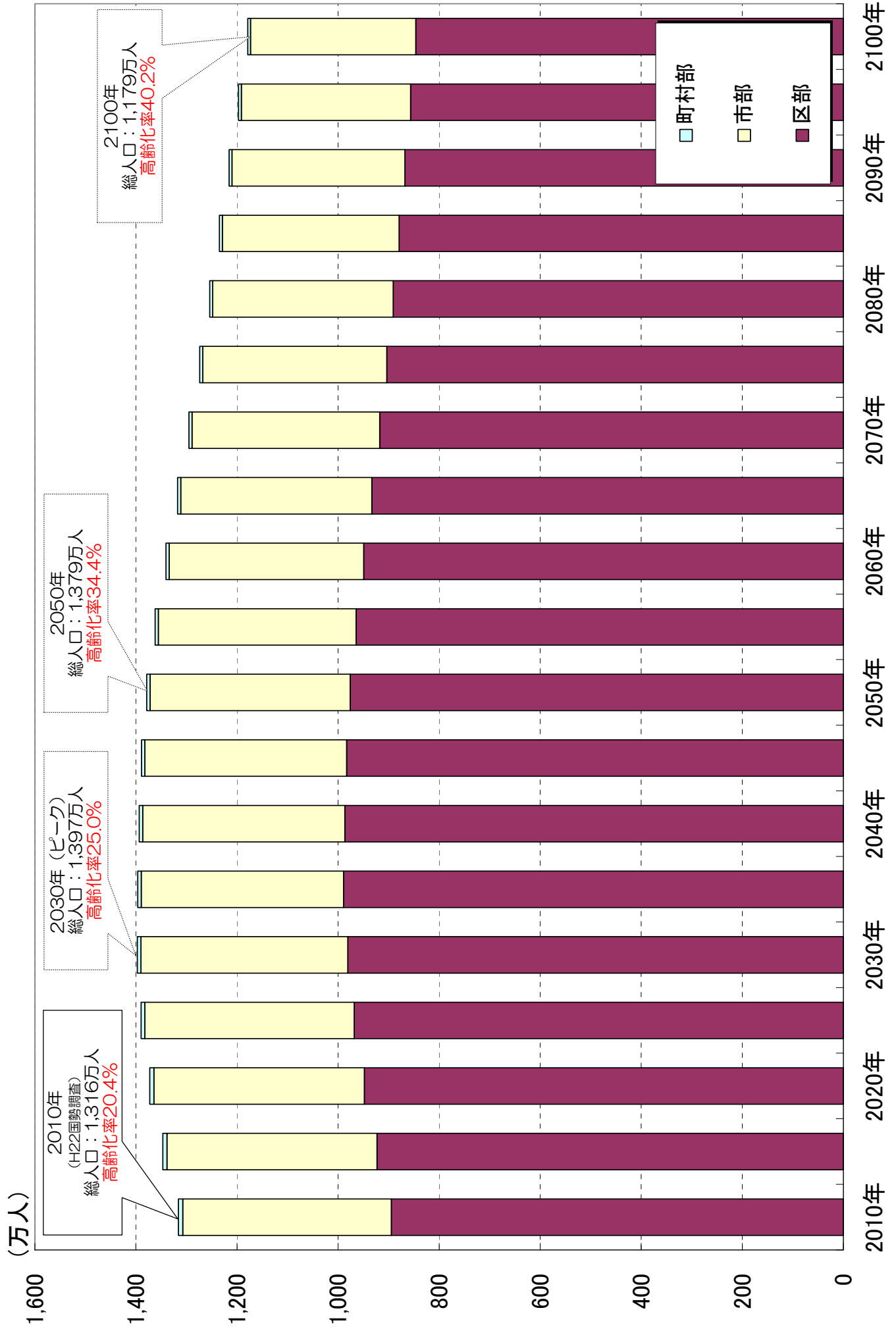
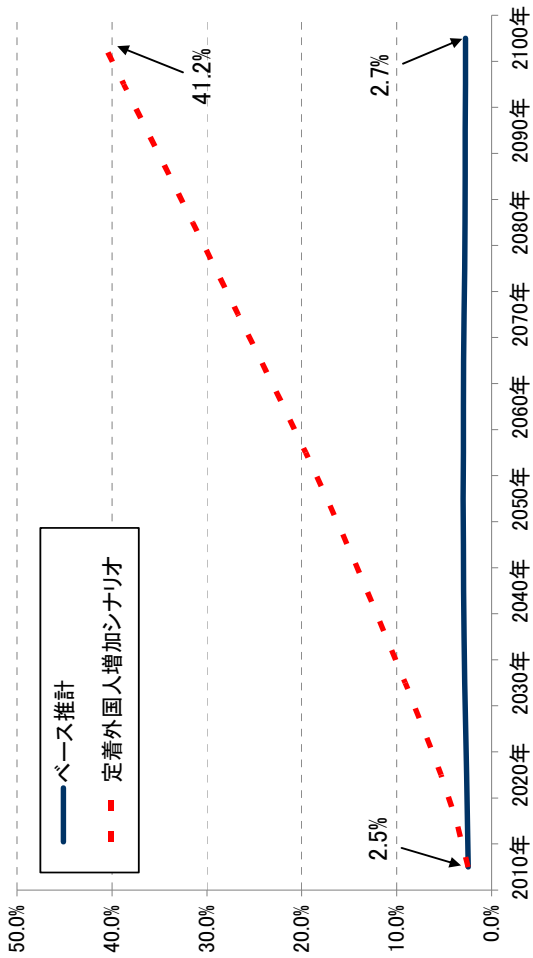
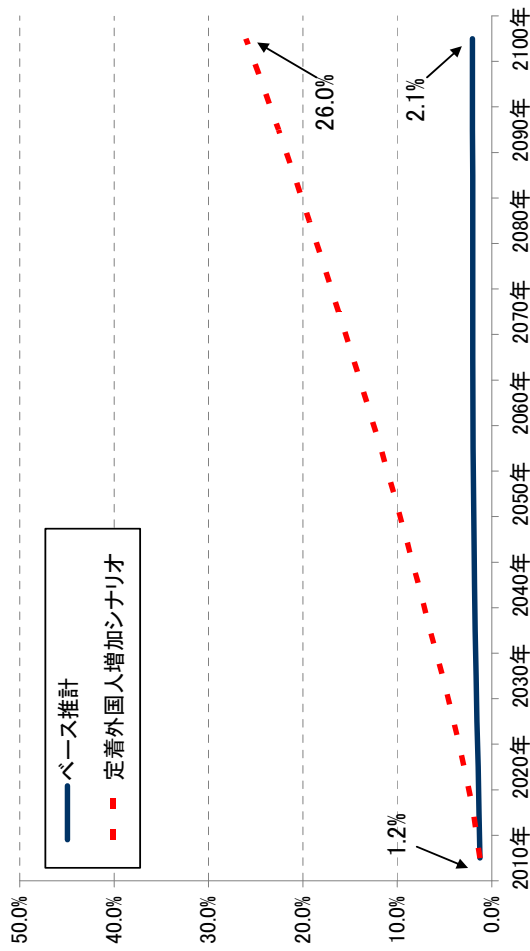


図4-4-2 東京の外国人比率の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

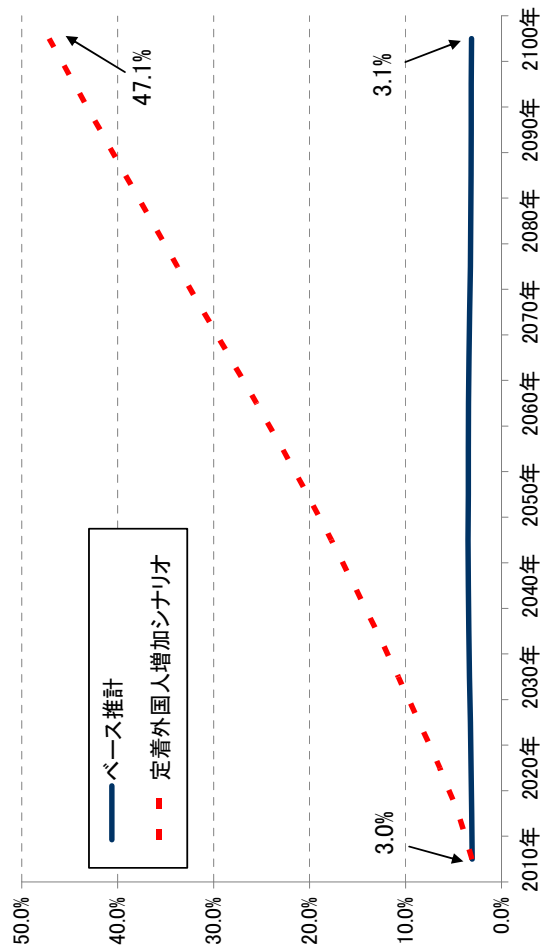
東京都 外国人比率の比較



市部 外国人比率の比較



区部 外国人比率の比較



町村部 外国人比率の比較

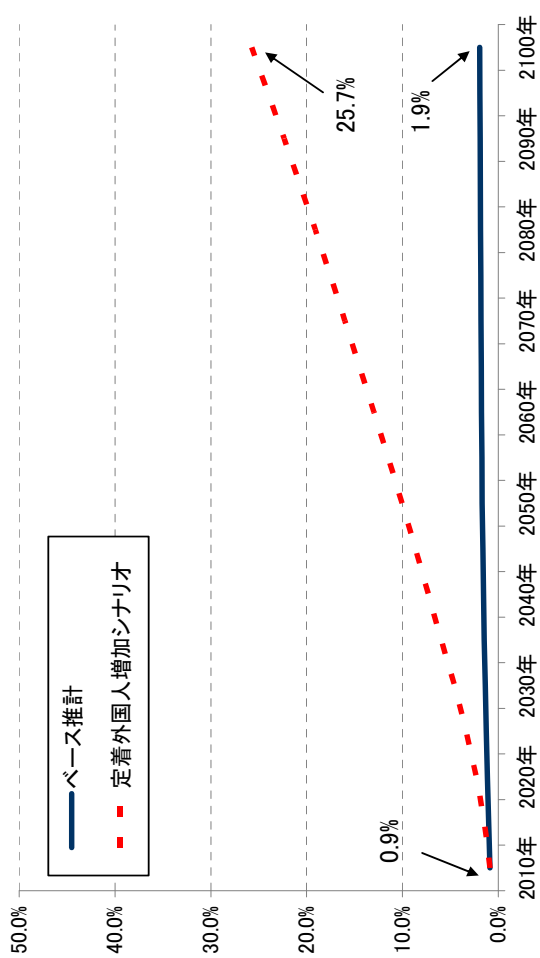


図4-4-3 東京の人口推計の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

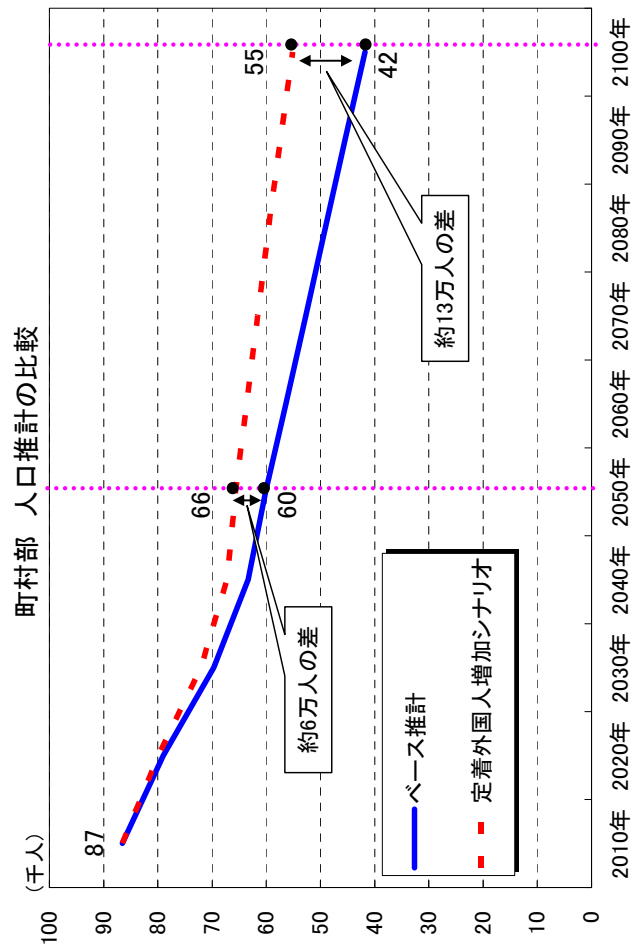
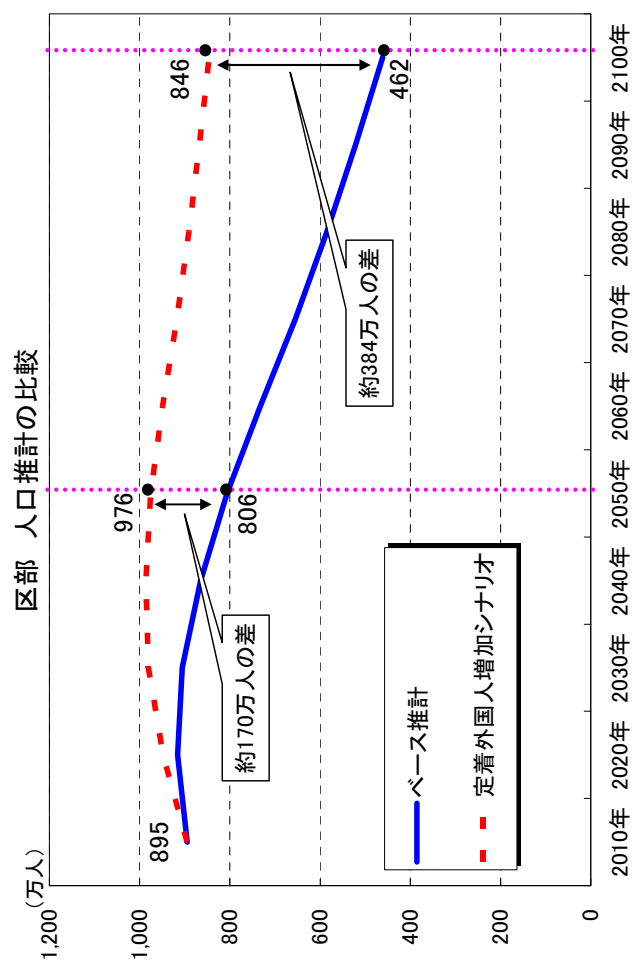
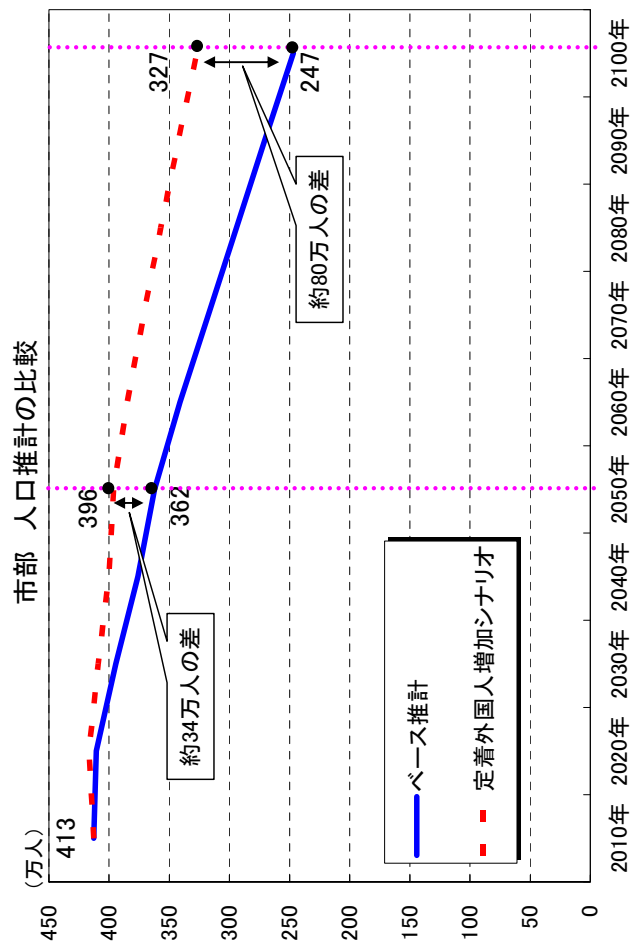
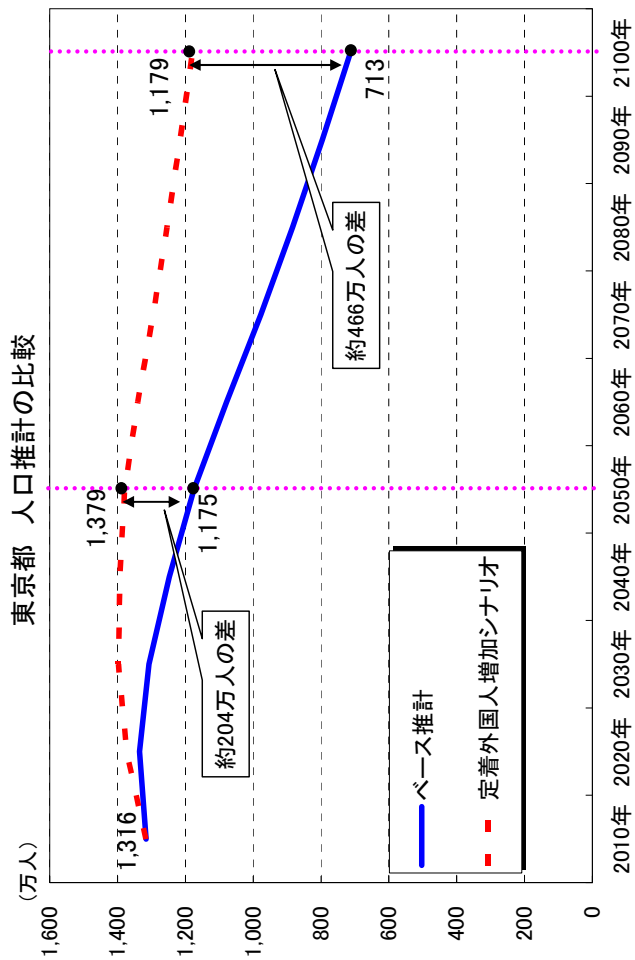
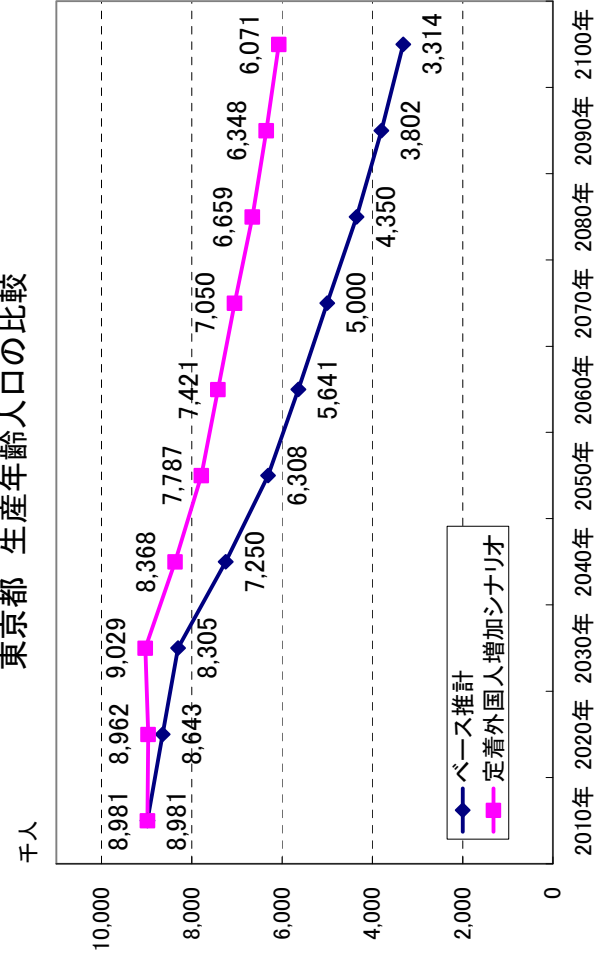
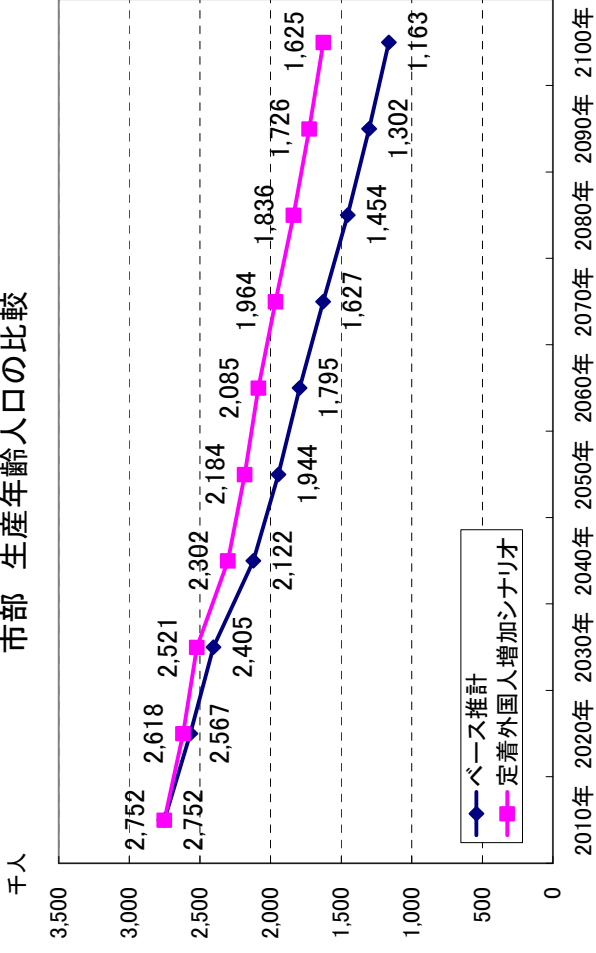


図4-4-4 東京の生産年齢人口の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

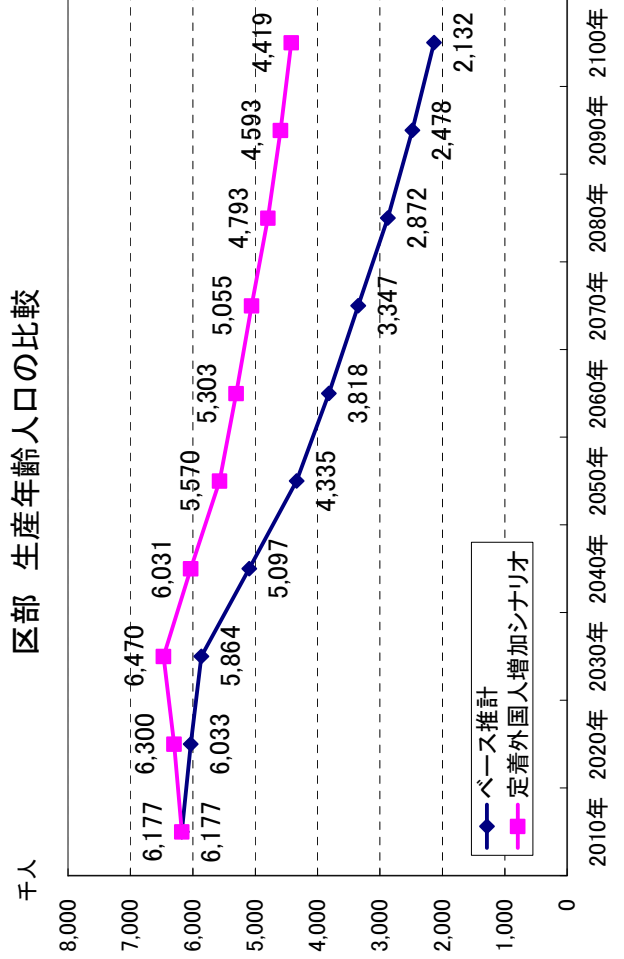
東京都 生産年齢人口の比較



市部 生産年齢人口の比較



区部 生産年齢人口の比較



町村部 生産年齢人口の比較

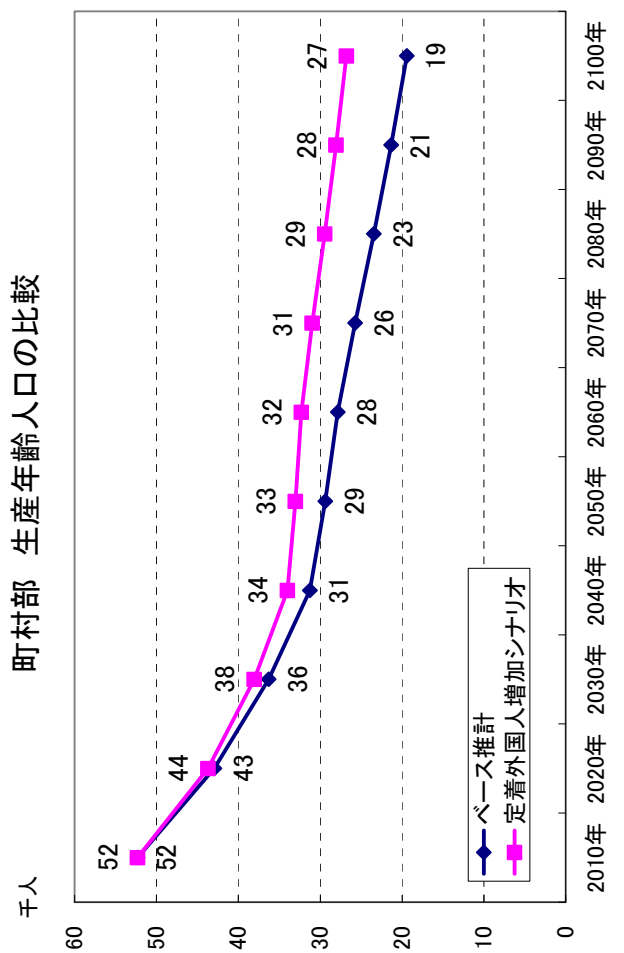
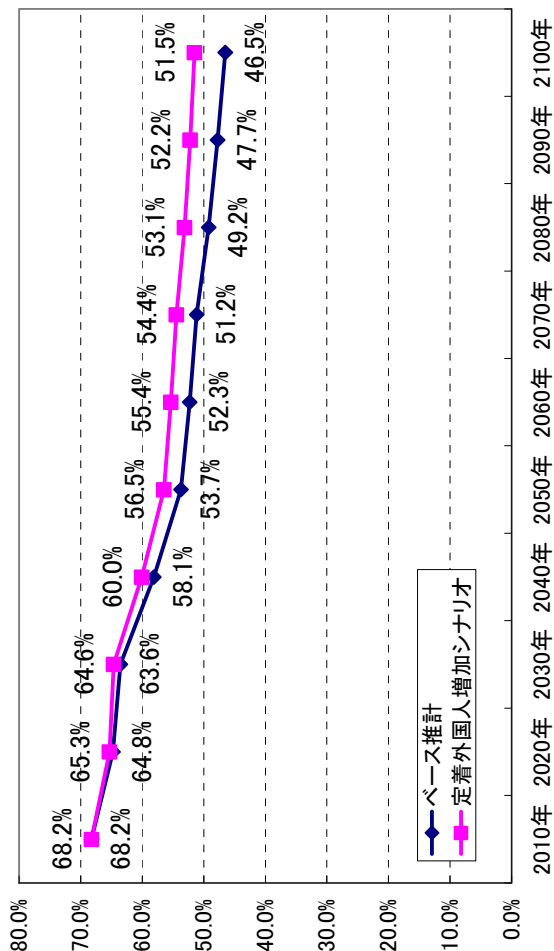
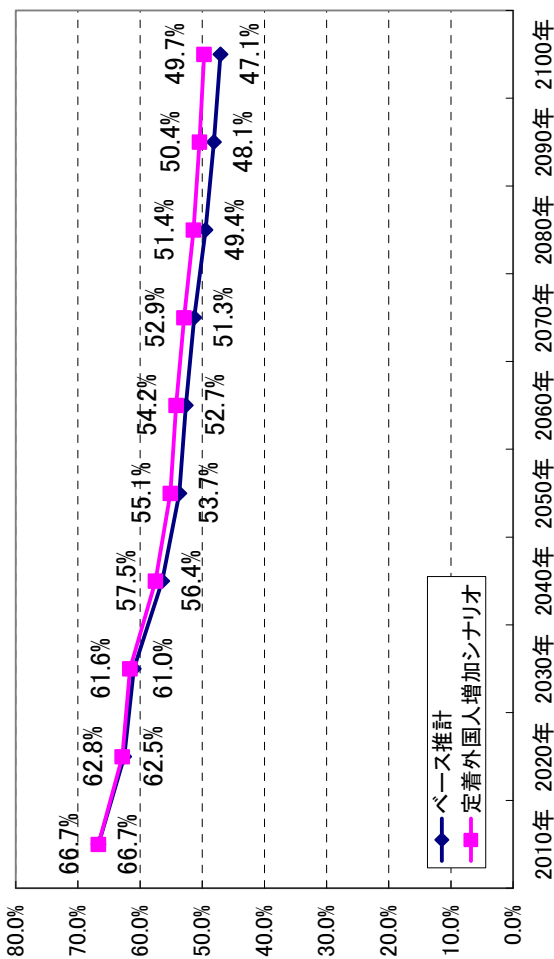


図4-4-5 東京の生産年齢人口比率の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

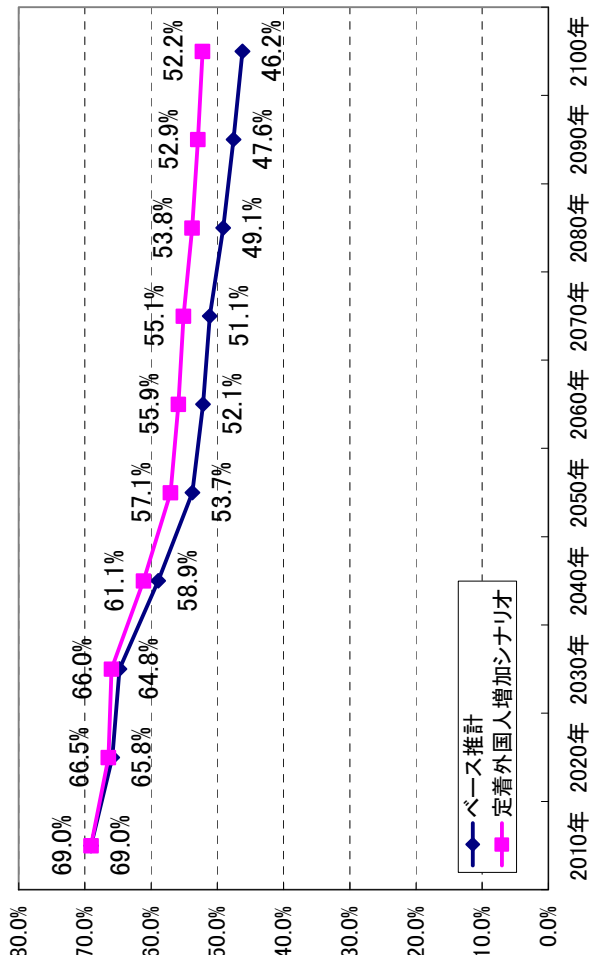
東京都 生産年齢人口比率の比較



市部 生産年齢人口比率の比較



区部 生産年齢人口比率の比較



町村部 生産年齢人口比率の比較

